

平成 27 年度

長野県 19 市 副市長・総務担当部長会議



国宝松本城

期日：平成 27 年 7 月 3 日（金）

場所：松本東急REIホテル

松 本 市

会議日程

【7月3日(金)】

- 午前10時00分 会議
(松本東急R E I ホテル3階「クリスタルルーム」)
- 正午 昼食
(松本東急R E I ホテル 3階「オーバルルーム」)
- 午後 1時00分 会議再開
(松本東急R E I ホテル3階「クリスタルルーム」)
- 午後 3時10分 視察
(松本民芸館)
(城北地区地域づくりセンター)
- 午後 5時30分 懇親会
(松本東急R E I ホテル 3階「オーバルルーム」)
- 解 散

会議次第

1 開会

2 開催市市長あいさつ

3 来賓祝辞

4 新任副市長等紹介

5 議長選出

6 議事

(1) 議題審議

I 各市提出議題

II 事務局提出議題

III 関係機関施策説明

(2) 平成28年度開催市決定

(3) その他の

7 閉会

議題目次

I 各市提出議題

○ 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	…12議題
【改善を求めるもの】	…（6議題）
1 長野県市町村災害時相互応援協定の運用改善等について	(飯田市) ……5
2 「特別永住者証明書」氏名欄への通称名併記を求める法改正について	(伊那市) ……7
3 保育所の居室面積の基準の緩和について	(須坂市) ……8
4 農地転用許可基準の運用における「個人住宅の転用面積」の緩和について	(須坂市) ……9
5 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の緩和について	(駒ヶ根市) ……10
6 都市再生整備計画事業の制度見直し及び予算の確保について	(須坂市) ……11
【拡充を求めるもの】	…（6議題）
7 特別な支援が必要な児童生徒に対応する支援員の県費による加配の実施について	(安曇野市) ……12
8 障害者総合支援法における訪問系サービスの国庫負担基準制度の見直しについて	(飯田市) ……13
9 自治体の意向を十分反映した地域医療構想の早期策定について	(岡谷市) ……14
10 地域医療・保健の充実・強化のための計画的な医師確保について	(須坂市) ……15
11 森林整備加速化・林業再生交付金事業（木造公共施設整備事業）における採択基準の拡充について	(東御市) ……16
12 社会資本整備総合交付金の確保について	(佐久市) ……17

○ 新たな施策の要望又は提案を求めるもの … 5 議題

13 長野県内上空での「ごう音」への適切な対応について	(佐久市)	… 18
14 広域獣害防護柵の維持管理に対する県費補助の実施について	(安曇野市)	… 19
15 農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について	(安曇野市)	… 20
16 大型破碎機（チッパー）の導入及び共同利活用のための支援について（上田市）		… 21
17 貸切バスの規制強化及び運賃改定による観光への影響と助成について (伊那市・駒ヶ根市)		… 22

○ 特に市町村への財政支援策等を求めるもの … 1 議題

18 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について	(長野市ほか)	… 23
-----------------------------------	---------	------

II 事務局提出議題

- 1 平成27年度サマージャンボ等宝くじの発売概要について …… 資料1
- 2 次回の副市長・総務担当部長会議の日程について
平成28年1月29日（金） 長野市（自治会館）

III 関係機関施策説明

- ・新たな中部圏広域地方計画の策定について …… 資料2
国土交通省 中部地方整備局

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ） 	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 危機管理部・企画振興部・環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	1 長野県市町村災害時相互応援協定の運用改善等について		
提案市	飯田市		
提案要旨	<p>昨年、県内では2月の豪雪、7月の南木曽町における土石流災害、9月の御嶽山噴火そして11月の神城断層地震と自然災害続きの1年であった。</p> <p>それぞれの事案において適時適切な活動がとられていたものと認識しているが、標記の協定運用について、協定発動時（災害時）における県の各機関の役割分担、代表市町村との連絡調整のルール等について、協定に書かれている内容と実働が異なっているように見受けられることから、下記のいずれかの対応を取るよう改善を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 協定の内容に沿った運用となるよう、県庁内及び市町村間において再確認する。 実働に合わせて協定の内容を見直す。（代表市町村主体ではなく県の主管部局や現地機関による調整を中心とする支援態勢に移行） 		
提案理由	<p>長野県市町村災害時相互応援協定によれば市町村での単独対応が困難な災害発生時においては他の市町村の支援を求めることが出来るとされており、支援活動の運用については各地域ブロック毎の代表市町村がブロック内構成団体及び他ブロックの代表市町村、長野県等の関係機関と調整をとりながら対処することとなっている。</p> <p>特に、東日本大震災の発生を受け平成23年度において「県と市町村との協議の場」での論議を踏まえ県と代表市町村等の協議により支援順位等その運用内容をより具体的なものとしている。</p> <p>しかし、今般の災害時においては支援に際しての調整（要請）は県の現地機関（地方事務所）や主管部局により行われており代表市町村においての調整はほとんど機能しなかったものと承知しているため協定の実効性確保の観点から今回の提案を行うものである。</p>		

現況及び課題等	<p>1 代表市町が被災しておらず連絡調整が可能だったケースにおいても、県の主管部局や現地機関が周辺市町村への支援要請を行ったことから協定の発動及び運用はほとんど行われていなかつたと認識。</p> <p>2 発災時においては、各市町村の防災担当部局が当該自治体の保有する資源（人的及び物的）を的確に把握する中で支援可能となる業務を全庁的な立場で判断し調整実施すべきであり、協定もそれらを前提としているものと考えるが、こうした平時（組織的な垂直連携）と有事（水平連携）の違いについて関係者がどの程度認識しているか不明。</p> <p>3 市長会及び町村会事務局においてこれらの調整（県と市町村間）がとられるべきとの意見があることも承知しているが、中長期に及ぶ場合はともかく、発災直後の支援初動期においてのこうした運用は現在の事務局体制（通信設備等においても）では極めて困難な実情にあると認識。</p> <p>本来であれば協定に基づく代表市町村会議の場で取り扱うべき案件と考えるが、本年度は当面のところ同会議の開催予定が無いことであつたため、出水期を迎える木曽ブロック以外の代表市町村は各市が担っている実態を踏まえ本会議に提案するものである。</p>
関係法令	<p>災害対策基本法ほか</p>

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	法務省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	2 「特別永住者証明書」氏名欄への通称名併記を求める法改正について		
提案市	伊那市		
提案要旨	<p>平成 24 年 7 月 9 日の法改正により特別永住者へ交付されることとなった「特別永住者証明書」の氏名欄へは通称名が記載されないこととなっているが、旧外国人登録証明書と同様に、社会生活上使用している通称名を記載するよう法改正を求める。</p>		
提案理由	<p>特別永住者にとって「特別永住者証明書」は、自らを証明する最も権威のある公的身分証明となる。</p> <p>一方、特別永住者は日本国内においては「本名」とは別に「通称名」を名乗り、住民登録もこれで行っていることが多い。</p> <p>今回の改正により「本名」と「通称名」が同一人であることが「特別永住者証明書」のみでは確認できなくなり、特別永住者が日本国内で生活するうえで不都合が生じている。</p>		
現況及び課題等	<p>平成 24 年 7 月 9 日に改正法が施行された新しい在留管理制度・特別永住者制度の下では法務省において通称名の管理はせず、通称名については住民票で扱われているとの理由から「特別永住者証明書」に通称名を記載しないとしている。</p> <p>特別永住者が「外国人登録証明書」から「特別永住者証明書」への切り替えを行う際、今まで記載されていた通称名が記載されなくなることについての苦情があり、制度が変更となった旨を説明しても理解が得られない。窓口対応時の説明に時間を要する等、業務の支障にもなっている。</p>		
関係法令	<p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）</p> <p>日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則（平成 23 年法務省令第 44 号）</p>		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	厚生労働省
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局	
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	3 保育所の居室面積の基準の緩和について		
提案市	須坂市		
提案要旨	保育所の設備運営基準における居室面積に係る基準を、定員の弾力的運用と同様に、一定期間において地域の実情を踏まえ市町村の判断により緩和措置ができるよう要望する。		
提案理由	<p>保育所の設備運営基準における保育士の配置基準は、子どもの安全確保に極めて重要であり、各自治体では国の基準以上に保育現場で独自の保育士の配置を行い、手厚く保育をしている状況がある。</p> <p>しかし、居室面積については、多少基準に満たない場合でも保育現場では柔軟な対応ができるものであり、特に保育に支障をきたすことはない。</p> <p>そのため、年によって増減のある地域の入所希望児童を受入れ可能とするため、市町村の判断による緩和措置を求めるもの。</p>		
現況及び課題等	<p>保育所は昭和30～40年代に建てられたものが多く、全国的に建て替えが行われていると思われるが、少子化の進行と財政的観点から、過大なものは避け、現状に合わせた規模の施設整備を実施していると思われる。</p> <p>しかし、保育所の入所児童数は年によってバラつきがあり、受入れについては画一的な基準でなく、柔軟な対応が必要となる。</p> <p>当市も平成22年度から公立保育所の建て替えを実施しているが、前述のとおり現状に合わせた規模であるため、年によっては居室面積の基準に数人分が超過し、地域の子でありながら他の園に移ってもらうこととなり、子どもの養育に好ましくない対応をしなければならない状況となる。</p> <p>三大都市圏の一部においては待機児童解消対策の一時的措置として、居室の面積に関する基準に係る規定を「基準」ではなく「標準」として緩和している現実がある。</p> <p>そういういた現場の状況を考慮し、定員の弾力的運用と同様に、居室面積の基準についても、市町村の判断において一時的な緩和措置が実施できるようお願いしたい。</p> <p>その際、認可保育所における保育では居室のみならず、施設全体を有効に活用しての保育が行われている実態にかんがみ、居室と一体的に利用可能な空間を居室面積に繰り入れ可能とする方法も検討いただきたい。</p>		
関係法令	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 第32条 (昭和23年12月29日厚生省令第63号) (平成26年2月14日厚生労働省令第10号改正)		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設 </div>
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	
件名	4 農地転用許可基準の運用における「個人住宅の転用面積」の緩和について		
提案市	須坂市		
提案要旨	<p>現行の農地転用許可基準の運用では、個人住宅の転用面積は、一般個人住宅 500 m²以内、農家住宅 1,000 m²以内としているが、その基準を緩和されたい。</p>		
提案理由	<p>当規定は、「農地転用許可基準の運用について」（昭和 55 年 10 月 1 日付長野県農政部長通知）により運用されているが、農家からは基準面積を超えての住宅転用面積増の相談が多い。</p> <p>既存の敷地内に住宅、倉庫等、庭等一連の構えが固まっている状態で、新たに農作業所や通路を設けたい場合、現行の農家住宅は 1,000 m²以内とする規定では、取り壊し等を行わない限り、設置は困難である。</p> <p>この規定には、やむを得ない理由がある場合はこの限りでない旨の記載があるが、汎用的な緩和が望まれる。</p>		
現況及び課題等	<p>(上記以外の相談事例)</p> <p>敷地前の道路が狭くカーブしており、交通量が多いうえ見通しが悪いため敷地への出入りが危なく困っている。</p> <p>そこで、隣接する裏の農地を取得し、一部を通路に転用して、ここに接する公道から出入りしたいと考えたが、既存の敷地面積が 1,000 m²程度あったため、新たな転用ができない。</p>		
関係法令	農地転用許可基準の運用について (昭和55年10月1日付長野県農政部長通知：最終改正平成23年3月15日付)		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設	
要望先		■ 国	担当省庁
	□ 県	担当部局	
	□ その他	名 称	
件名	5 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の緩和について		
提案市	駒ヶ根市		
提案要旨	平成 25 年 8 月から適用された高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準を見直し、改正後の道路運送車両法に基づく安全基準を満たす車両（自動ブレーキシステム装着車など）を運行する場合の実車距離などの運行基準を緩和していただきたい。		
提案理由	平成 24 年 4 月に関越自動車道において高速ツアーバスの乗客 7 名が死亡するという重大事故が発生したことを受け、国土交通省は、「高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準」を見直し強化した。国においては「地方創生」を掲げ、地方に人の流れをつくるということだが、この制度改正により、長野県内においては、日帰りバスツアー等が激減し、観光地及び観光施設への来訪者が著しく減少している。観光が主要産業である 地方の経済も落ち込んでおり、重大な影響を及ぼしている。		
現況及び課題等	ワンマン運行の上限は、実車距離で原則昼間 1 運行 500 km までとする貸切バスの規制強化によって、ワンマン運行距離の縮小、運賃の上昇など運送コスト増大により、バスツアーが減少するとともに、バスを利用した日帰り旅行の多い地域の観光施設等では、観光客や売上げの減少など大きな影響が出ている。 そこで、改正後の道路運送車両法に基づく安全基準（自動ブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）装着）を満たす貸切バス（大型バス）を運行する場合の運行基準の緩和を検討いただきたい。		
関係法令	道路運送車両法 旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（改善を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・・ 第回総会； 市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (<td>分野</td> <td> <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設 </td>		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	国土交通省	
	<input type="checkbox"/> 県	担当部局		
	<input type="checkbox"/> その他	名 称		
件名	6 都市再生整備計画事業の制度見直し及び予算の確保について			
提案市	須坂市			
提案要旨	<p>都市再生整備計画事業は、社会资本整備総合交付要綱を改正し、制度の拡充などにより、コンパクトシティを推進する事業により重点的に配分され、以前と同様の計画では採択が難しい状況であるが、より広く事業が可能となるような交付金制度に見直ししていただきたい。</p> <p>また、制度上認められた事業を計上して予算要望を行っており、事業の進捗に支障がないように予算確保をお願いする。</p>			
提案理由	<p>今年度が最終年である都市再生整備事業に対して、交付金の配分額が低い状況であり、制度上認められている、関連社会资本整備事業、効果促進事業についての配分が今年度はほとんどない状況とお聞きしており、計画していた事業が完了することができない状況となっている。</p> <p>来年度以降の新規計画についても、コンパクトシティの推進となる事業とする必要があるが、まちづくりを進める上で必要な施設整備や避難施設の耐震化などを今後も進めるため、現にコンパクトな都市も対象となるような制度の見直しをお願いする。</p>			
現況及び課題等	<p>当市は、線引き都市であることから、無秩序な郊外への拡散の状況がなく、現にコンパクトな町となっている。</p> <p>今回の都市再生事業の見直しにより、コンパクトシティを推進する事業でないと交付対象にならない状況にあるが、現にコンパクトな町であることから、施設の統廃合やまちなかへの移転、合築などの施設もなく、新規の事業計画の立案が難しい状況となっている。</p> <p>また、本年度の内示金額が低く、計画していた事業が完了できないなど、事業の推進に支障をきたしている。</p>			
法 令 關 係	都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱			

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	教育委員会事務局
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	7 特別な支援が必要な児童生徒に対応する支援員の県費による加配の実施について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>今年度、市費で負担している加配の支援員（特別支援学級補助員、障害児介助支援員、少人数学習等支援員、中間教室適応指導員、医療支援員）は65名である。</p> <p>各小中学校の実情から、支援員等の配置は必要であると考えているが、市の予算も限られているため、県費での加配を要望する。</p>		
提案理由	<p>市内小中学校には、発達障害等により教室を飛び出してしまうなど、常に注意を払わなくてはならない児童生徒が増加すると共に、介助を要したり、医療支援を受けながらも、地元の学校で学びたいという思いを強く持つ保護者や児童生徒も多い。本市としても市費での対応は最大限に努力しているもののすでに限界である。</p>		
現況及び課題等	<p>○特別な支援をする児童生徒に対応する職員の要望数及び実配置数 H26年度要望人数：93名 ⇒ 実配置職員数：62名 H27年度要望人数：101名（8名増）⇒ 実配置職員数：65名（3名増）</p> <p>○課題等 今後も特別な支援等が必要となる児童生徒数の増加が見込まれ、職員配置の要望人数も増えることが予想される。市としても実配置職員数の確保及び増員について努力しているが、個々に応じた支援を継続していくためにも、県費での加配の実施を要望したい。</p>		
関係法令			

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・ 第回総会；市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は <u>拡充</u> を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ）		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 厚生労働省 担当部局 名称	
件名	8 障害者総合支援法における訪問系サービスの国庫負担基準制度の見直しについて		
提案市	飯田市		
提案要旨	障がい児者の日常生活及び社会生活の総合的な支援を図るため、訪問系サービスの国庫負担基準制度の見直しを国に対して求める。		
提案理由	<p>当市では、障がい児者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、国庫負担基準を超過する部分があっても、ノーマライゼーションの理念に基づき必要なサービスとして支給決定を行っている。</p> <p>また、平成27年4月からは障がい福祉サービス等を利用する全ての障がい児者は、原則として計画相談支援専門員が立案したサービス等利用計画に基づきサービスを利用している。</p> <p>障がい児者やその家族が、安心して地域で暮らせることができるようサービス等利用計画の支給量を保障するため、法施行後3年を経過するにあたり、個々の支援の必要性に即した国庫負担基準制度の見直しを求める。</p>		
現況及び課題等	<p>飯田市における知的障がい児者の行動援護の支給決定者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区分5：4人、区分4：9人、児童：6人 計19人 うち、超過支給者数 区分5：2人、区分4：9人、児童：6人 計17人 <p>国庫負担基準額に即し、サービスの給付をした場合、例えば下記の二つのケースでは、月の半分は自宅等での生活が強いられ、家族が一時的に留守にする時などは、やむを得ず身体拘束をしなければならない状況になることも想定される。</p> <p>(例1) 家族5人で暮らす20代の行動障がいのある知的障がい者（区分5） 月曜日から土曜日まで、社会参加のため、日中は行動援護のサービスを利用し、休日は家族と過ごす。</p> <p>(例2) グループホームに居住（週末帰省）し、日中は行動援護のサービスを利用する20代の知的障がい者（区分5）</p>		
関係法令	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第95条第1項 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第44条第3項第1号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等(告示) 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱</p>		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)				
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	9 自治体の意向を十分反映した地域医療構想の早期策定について				
提案市	岡谷市				
提案要旨	地域医療構想については、自治体（病院）の意向が十分に反映される体制のもとで、早期に策定されたい。				
提案理由	<p>「地域医療構想」は、各地域における医療機関の機能分担を進め、高齢化に向けた医療体制の整備を図る計画で、計画の推進にあたっては、都道府県に対し地域の病床機能（基準病床）と財源（基金）をコントロールする役割・権限が付与されるものである。</p> <p>この際、自治体病院及び自治体の保健医療施策は、それぞれの地域性や住民ニーズを踏まえ現在に至るものであるので、これらと相反するような一方的な機能分担は、自治体病院及び自治体運営にマイナス影響が生じるほか、地域医療の後退にも繋がりかねない。</p> <p>したがって、地域医療構想の策定及び推進にあたっては、手厚い財政支援とともに、自治体の意向を十分に反映できる体制を構築されたい。</p> <p>また、「地域医療構想」は、「公立病院改革ガイドライン」において、公立病院改革プランの上位に位置付けられているため、公立病院改革プラン策定時期（平成27～28年度）の中で早期に策定されたい。</p>				
現況及び課題等					
関係法令	医療法（第30条の4第2項第7号） 医療介護総合確保推進法（第4条）				

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)			
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (<td>分野</td> <td> <input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設 </td>		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	健康福祉部	
件名	10 地域医療・保健の充実・強化のための計画的な医師確保について			
提案市	須坂市			
提案要旨	地域に不足している医療・保健の充実・強化のため、県全体の問題として、長期的視点に立った計画的な医師確保の取り組みをさらに要望する。			
提案理由	須坂上高井3市町村では、知恵と負担金を出し合い、「地域の医療は地域で守る」取り組みを行ってきたが、地域間及び診療間での医師偏在という全国的な課題の中で、地域に不足する産科医師や小児科医師及び精神科医師の確保と定着については、一地域だけの取り組みでは大変困難な状況である。			
現況及び課題等	<p>平成20年4月に県立須坂病院の産科が休止となり、産婦人科医確保に向け須坂3市町村で支援した経過がある。同年11月には2人の医師が着任し分娩再開となった。しかし、平成27年4月から産婦人科医師が減少したこと、婦人科初診を休止し、産科においては分娩数を制限している。</p> <p>平成20年と同様な危機を防ぐべく、当市では須坂病院と連携して産婦人科医師招聘に取り組んでいるが、厳しい状況である。</p> <p>小児科医の不足については、須坂市内の小児科診療所1か所が、平成27年1月に休止になったことで、以前は乳幼児健診の診察を医師2人体制で実施していたものを、現在は須坂病院の小児科医1人に診察を担っていただき、負担が大きくなっている。</p> <p>産婦人科、小児科の医師不足については、全県的な課題であり、地域毎に解決できる問題ではない。また、認知症初期対応が求められる中で、神経内科及び精神科の常勤化を望む住民要望が多い。</p>			
法令関係				

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設	
要望先	■ 国	担当省庁	林野庁
	■ 県	担当部局	林務部
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	11 森林整備加速化・林業再生交付金事業（木造公共施設整備事業）における採択基準の拡充について		
提案市	東御市		
提案要旨	地域材を活用し、木材需要を高めるため、森林整備加速化・林業再生交付金事業における木造公共施設等整備の補助対象事業費に、電気・上下水道工事等を付け加えていただくよう要望する。		
提案理由	国内における木材需要をより高めるために本事業は有効な事業であることから、事業をより推進させるため、建物として必要不可欠の電気・上下水道設備は是非、補助対象に加えていただきたい。		
現況及び課題等	交付率：定額（1／2以内） 現在の実施要綱では、建築本体については1／2の補助金が交付されるが、電気・上下水道工事等が補助対象外となっている。		
関係法令	森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱 森林整備加速化・林業再生交付金実施要領の運用について		

○現行制度の改善又は拡充を求めるもの（拡充を求めるもの）

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (・・ 第回総会；市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input checked="" type="checkbox"/> 建設	
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 <input type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 国土交通省	
件名	12 社会資本整備総合交付金の確保について		
提案市	佐久市		
提案要旨	<p>社会資本整備総合交付金を活用した事業は社会資本総合計画に基づき、政策目的を実現のために計画的な枠組みの支援の中で事業が執行されている。</p> <p>しかし、厳しい財政状況の中、要望どおりに予算が確保されない現状があり、計画的な事業執行のために交付金の確保を提案する。</p>		
提案理由	<p>佐久市の平成 27 年度社会資本整備総合交付金要望額に対する事業ごとの内示額の率は 30.5%～73.0%となっており、平均では 64.6%である。</p> <p>よって、事業執行にあたっては、不足分を市費で対応するか、箇所数を減らして対応せざるを得ない状況である。</p> <p>については、計画的に事業が執行できるよう、社会資本整備総合交付金の確保を提案するものである。</p>		
現況及び課題等	<p>佐久市では、平成 30 年度末の完成を目指し、スポーツによる交流人口の創出や、生涯スポーツ活動の充実を図るために、多目的総合運動公園として、佐久総合運動公園の整備を進めている。</p> <p>社会資本整備総合交付金を活用する事業の中で、特に公園整備事業においては、佐久市の交付金の要望額に対する内示率は 30.5%であり、極めて低い内示額である。</p> <p>都市公園における老朽化した公園遊具等の施設の更新や整備中の佐久総合公園整備事業において、継続して事業を執行するために一部事業の執行が出来ない状況にあり、事業の進捗に支障をきたしている。</p> <p>また、平成 28 年度から平成 29 年度には運動公園内の最終競技施設である野球場整備を計画しており、事業費等の約 17 億円のうち、約 8 億 4,000 万円の交付金を見込んでいる。</p> <p>このようなことから、今後の計画的な財源の確保を要望するものである。</p>		
法令関係			

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 (情報の公表、実態の把握)		
	分野	<input checked="" type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設	
要望先	■ 国	担当省庁	防衛省
	■ 県	担当部局	危機管理部
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	13 長野県内上空での「ごう音」への適切な対応について		
提案市	佐久市		
提案要旨	佐久市内上空を飛行する米軍機等による「ごう音」により、住民が不安を感じていることから、県民に深刻な影響を与えないよう、適切な対応を要望する。		
提案理由	<p>米軍機等が通過する際の、「ごう音」により、住民より飛行物体や飛行理由等の問合せがある。</p> <p>更に、夜間の飛行や低空で飛行をすることもあり、不安を感じている住民がいることから、長野県内上空を飛行する場合は、飛行に関する情報を速やかに公表することを求める。</p> <p>また、低空飛行の自粛、及び騒音の実態を正確に把握するため、騒音測定の実施を求める。</p>		
現況及び課題等	<p>長野県内において、「ごう音」に対する住民からの問合せや苦情は、平成 25 年以降、毎年 2 月から 5 月にかけて最も多い状況である。</p> <p>この時期の佐久市の住民からの問合せや苦情の件数は、平成 25 年が 19 件、平成 26 年が 51 件、平成 27 年が 84 件であった。</p> <p>佐久市では、住民からの問合せや苦情に基づき、長野県危機管理部を通じ、関係機関へ該当機や目的を照会しているが、全ての該当機については確認できず、目的等の詳細も不明であり、また回答に 1 週間以上の期間を要する状況もある。</p> <p>「ごう音」の騒音測定について、群馬県では、騒音の実態をより正確に把握するため、前橋市と渋川市に騒音測定器を設置し測定を行っていたが、平成 26 年 5 月、騒音測定の実施とその結果の公表等に関する要請を防衛省に対しを行い、平成 27 年 4 月より防衛省北関東防衛局において騒音測定を行っている。長野県では現在、騒音測定は行っていない。</p>		
法令関係			

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (. . 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		
分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	□ 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	農政部
	<input type="checkbox"/> その他	名 称	
件名	14 広域獣害防護柵の維持管理に対する県費補助の実施について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	<p>広域獣害防護柵設置にあたっては、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、資材費の定額補助を受け、地区の皆さんから労力を提供いただく協働体制づくりを行い設置しているが、設置後の地元地区における維持管理対策のため、県による財政的支援を求める。</p>		
提案理由	<p>有害獣による農作物への被害を防止するため、平成 23 年度から国の交付金を活用し、地元地区の皆さんが、自力施工による設置と設置後の見廻りや、周辺の草刈り及び修理などの維持管理を行っていただくことを条件に、防護柵設置を進めている。</p> <p>防護柵の設置距離も年々延長する中、柵設置後の地元地区への負担軽減を図るため、市単独による財政支援を検討中であり、あわせて県費補助による維持管理対策への財政支援が必要である。</p>		
現況及び課題等	<p>平成 23 年度から昨年度までに、地元地区の同意を得て、市内 8 地区・総延長 1 万 5,900m を施工済である。防護柵を設置した地区では、有害獣による柵の強行突破が見られず、農作物被害の減少へ繋がっている。</p> <p>しかし、柵の耐用年数が 14 年であること、年々老朽化も進むことなどから、設置地区においては、維持管理のための財源確保に苦慮している状況である。</p>		
関係法令			

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの（要望を求めるもの）

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・4・16 第136回総会；中野市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他（ ））		分野 <input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称	農政部
件名	15 農業農村整備事業に伴う受益者負担の軽減について		
提案市	安曇野市		
提案要旨	厳しい農業情勢下での農業者負担軽減のため、団体営事業に対する県の補助率引き上げを要望する。		
提案理由	団体営土地改良事業の負担割合は、国が 50%、県が 1%、地元が 49% で実施されている。 地元負担の二分の一を市が助成しているが、受益者の負担は重く、制度がありながら実施が難しい状況であるため。		
現況及び課題等	昭和 40 年代から昭和 60 年代にかけて積極的に基盤整備事業がなされ、安曇野市の農地面積に対する基盤整備率は約 79%、5,270ha を整備してきている。しかし、水利施設の老朽化が著しく、漏水等が目立ってきており、営農に支障をきたしている。 小規模な補修は市単独事業や多面的機能支払交付金事業により対応しているが、一定規模以上の改修は団体営事業によらなければならず、負担率が高いため、実施が困難な状況にある。		
関係法令	土地改良法		

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 ■ 再提案 (H25・8・29 第133回総会；安曇野市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ()		分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設	
要望先	<input type="checkbox"/> 国 <input checked="" type="checkbox"/> 県 <input type="checkbox"/> その他	担当省庁 担当部局 名称		林務部	
件名	16 大型破碎機（チッパー）の導入及び共同利活用のための支援について				
提案市	上田市				
提案要旨	<p>松くい虫被害木等をチップ化して有効利用を進めるため、近隣市町村が共同で大型破碎機（チッパー）を利用できるように、県が大型破碎機（チッパー）を導入して貸出制度の運用を要望する。</p> <p>併せて、その利活用についても技術指導や流通販路の整備等の支援も要望する。</p>				
提案理由	<p>木材チップは需用が多いが、大型破碎機（チッパー）が高額であることや、稼働日数を考慮しても一自治体が所有することは不経済であるため、近隣市町村が大型破碎機を共同で使用できる貸出制度を提案する。</p>				
現況及び課題等	<p>上田市のアカマツ林面積は、A=約 5,834ha で民有林の約 23%を占めているが、松くい虫により多大な被害を受けている。また、間伐材も切捨てられ山に放置されている現状がある。これらの松くい虫被害木をはじめ、切捨て間伐・枝条材を有効利用する手段の一つとして木材のチップ化があり需要も多いが、チップ化機械が高額なことや利用頻度が恒常的でないことでチップ化利用が進んでいない。</p>				
関係法令	高性能林業機械導入推進事業				

○新たな施策の要望又は提案を求めるもの（要望を求めるもの）

区分	■ 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの ^{*注} <input type="checkbox"/> その他 ()		
	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設	
要望先		□ 国	担当省庁
	■ 県	担当部局	観光部
	□ その他	名 称	
件名	17 貸切バスの規制強化及び運賃改定による観光への影響と助成について		
提案市	伊那市・駒ヶ根市		
提案要旨	<p>安全確保を目的とした貸切バスの規制強化によって、昼間のワンマン運行の上限距離が 500km に短縮され、料金が大幅に上がった。本格的に施行された今春は、観光バスが減っている。特に、日帰りバスツアーは、ツアーガ造成されないケースが出ており、集客に影響が出ている。</p> <p>以上を踏まえて、県としての支援を求めるものである。</p>		
提案理由	<p>鉄道輸送力が脆弱な伊那路では高速道路を利用した高速バスツアーによる集客が大きい。今回の規制強化により、伊那路・木曽路とも多くの市町村が首都圏や関西圏からのワンマン運行による日帰りツアーの圈外となった。</p> <p>また、運転手 2 人による運行や貸切バスの安全コスト反映により、ツアーラー料金そのものも値上がりし、ツアーブ数の減少や集客に影響が出ている。このようなことから、ツアーガ造成に対する継続的な支援を望むものである。</p> <p>なお、長野県では国の地方創生資金を活用して本年 6 月末から来年 1 月までのツアーガ造成に対し、旅行会社等へ助成する事業を実施しているが、2 月～5 月の早春ツアーガは対象外となる。是非とも 1 年を通じた助成制度をお願いしたい。</p>		
現況及び課題等	<p>本市の高遠城址公園さくら祭りでは、バスツアーガが前年比で約 3 割減少し、祭り運営にも大きな影響が出た。</p> <p>バスツアーガ造成・催行する旅行会社に対しては、長野県として継続的な支援等を行い、長野県内へのツアーガ造成による誘客を促進する必要がある。</p>		
関係法令	道路運送法 一般貸切旅客自動車運送事業		

○特に市町村への財政支援策等を求めるもの

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (H27・4・16 第136回総会；全市)				
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの※注 <input type="checkbox"/> その他 ())	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input checked="" type="checkbox"/> 社会環境 <input type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 建設		
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国 担当省庁 総務省、財務省、環境省 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 環境部 <input type="checkbox"/> その他 名称				
件名	18 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について				
提案市	長野市ほか18市				
提案要旨	<p>循環型社会形成推進交付金制度（以下「交付金」という。）は、市町村等が実施するごみ焼却施設、最終処分場などの廃棄物処理施設整備に必要な財源を確保する上で欠くことのできない制度であることから、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることを要望する。</p> <p>全ての廃棄物処理施設の整備について用地費を交付対象とするとともに、住民理解を得るために周辺環境整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。</p>				
提案理由	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な暮らしを支える基幹インフラであるごみ処理施設は、現在老朽化が進み、更新時期を迎える中で早急に整備を進める必要がある。 ・ごみ処理施設の整備には複数年度にわたる多額の事業費が必要となるため、市町村においては厳しい財政状況の中で交付金収入を見込んだ整備計画を策定し事業を実施している。 ・建設着手までには長期にわたる地元協議が必要であり、建設同意後に事業を計画的に執行するためには、安定した国の予算確保と継続した財政支援が必要不可欠である。 ・最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費が交付金の交付対象となっていないほか、ごみ焼却施設を整備する地域の住民理解を得るため、施設周辺や地域環境の整備も欠かせず、相当な経費を要するが、それに対する財政支援がない。 				

【長野広域連合】

- ・長野広域連合（長野市須坂市、千曲市などで構成）が計画する「ごみ処理施設整備事業」の財源には交付金が不可欠である。本年度からは建設工事が始まり要望額も多額になる。計画どおりの事業推進を図るために交付金要望額の満額確保が必要である。
- ・長野広域連合では、平成30年度の稼働を目標に、ごみ焼却施設2施設（長野市・千曲市）、最終処分場1施設（須坂市）を整備する計画を進めている。
- ・長野市に計画するごみ焼却施設は、建設地元区に対し協力を要請して以来、約7年の長きにわたり、地元協議や説明会等、多大な労力を費やし、ようやく平成25年3月に地元区と建設に関する協定を締結し建設同意に至ったが、現施設の老朽化から早急に施設整備を進める必要がある。
- ・現在、施設整備及び運営事業についての優先交渉権者を決定し、基本契約や工事請負契約などの締結に向け、協議を進めている。今後、整備工事に着手するが、計画した財源が確保されないと工事の実施に与える影響が懸念される。
- ・本体工事に対する交付金が削減された場合、3施設の工事が重なる時期もあることから、長野市のみならず長野広域連合を構成する全ての市町村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

【上田地域広域連合】

- ・上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の焼却施設で処理している。
- ・広域圏内には、上田市内2箇所、東御市1箇所、合わせて3箇所の焼却施設（クリーンセンター）があり、いずれも老朽化が進んでいる。
- ・上田地域広域連合では、3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。
- ・上田地域広域連合では、過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。
- ・現在、施設の早期建設に向け、平成24年6月に広域連合が提案した新たな建設候補地について、地域住民との合意形成が図られるよう、上田市も広域連合と連携して取り組んでいるところである。
- ・今後、様々な課題をクリアし、新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。

【佐久市・北佐久郡環境施設組合】

- ・佐久市・北佐久郡環境施設組合（佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町）では、平成 31 年度の稼働を目標に、老朽化した既存 2 施設のごみ焼却施設を統合した新クリーンセンター（建設地：佐久市）を整備する計画を進めている。
- ・施設の早期建設に向け、現在、造成工事の発注準備及び施設建設・運営事業者の選定等を進めているが、当該交付金が削減されることになれば、工事等の実施にあたり、組織市町の財政に重大な影響を及ぼすことになる。
- ・当該組合では、組織市町を含む佐久地域 10 市町村のごみ焼却処理を本施設で行う計画としており、本年度より施設用地の造成工事に着手する予定としているが、財源不足による事業の遅れは、この地域全体の将来に向けた安全、安定かつ安心なごみ処理体制の構築に多大な影響を与えることになる。

【穂高広域施設組合】

- ・穂高広域施設組合（安曇野市・池田町・松川村・生坂村・麻績村・筑北村の 6 市町村で構成）では、現在の焼却施設が、稼働から既に 20 年を経過しているため、平成 26 年度からごみ処理基本計画・施設整備基本構想を策定し、平成 27 年度には施設の処理方式等を決定し、平成 30 年度に工事着手、平成 33 年度に稼働の予定で、ごみ焼却施設の整備計画を進めている。
- ・施設整備を計画どおりに進めるには、交付金の確保が不可欠であり、交付金が削減された場合は、事業の遅延のみでなく、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすことになることから、循環型社会形成推進交付金の確実な予算確保を求めるものである。

【松塩地区広域施設組合】

- ・松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村）では、平成 23 年 12 月に策定した松塩地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、一般廃棄物処理施設の整備に取り組んでいる。
- ・この計画は、現有施設の長寿命化を図ることが重要となってきており、そのために適切な管理と計画的な補修を行い、一般廃棄物を安定的かつ安全に処理できる体制を確保するものである。
- ・ごみ処理施設においては平成 29 年度、し尿処理施設においては平成 28 年度の竣工を目標に、既に改良工事に着手している。また、本年度は、廃止した焼却施設の解体等に係る基本設計を行っている。
- ・これらの事業は交付金を財源としており、予定した財源が確保できない場合、事業の遅延は勿論のこと、組合構成市村の財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。

【湖周行政事務組合】

- ・現在建設している湖周行政事務組合（岡谷市、諏訪市、下諏訪町で構成）の広域焼却施設は、長年にわたって地元協議や説明会等、多大な労力を費やして、やっと建設同意に至ったものである。
- ・稼働していた岡谷市の焼却施設を解体した跡地に平成 26 年 9 月から広域焼却施設の建設が始まっており、建設期間中の岡谷市のごみ処理を諏訪市、下諏訪町等へ委託しているため、事業の遅延は許されない。加えてインフレスライド条項の適用に伴う工事費の増も財政を圧迫している。
- ・交付金の圧縮は事業の遅延のみでなく、市の行財政全体の運営に多大な影響を及ぼすこととなる。平成 27 年度内示額は当初要望額の 87% であり、満額交付されるよう要望するとともに、エネルギー回収推進施設等整備に要する費用についても、新たに交付対象とすることを併せて要望する。

【上伊那広域連合】

- ・上伊那広域連合（伊那市、駒ヶ根市など 8 市町村）が伊那市に計画する「ごみ焼却施設」は、候補地決定以来これまで 7 年をかけ、ようやく建設同意にこぎつけた。
- ・現在事業者選定の手続き中で、今後平成 30 年度中の稼働をめざし、平成 28 年度から本格的に施設建設を進める計画であるが、当該交付金に係る国の平成 27 年度当初予算では、全体要望額の 3 分の 1 程度といった大変厳しい状況であり、次年度以降も同様な状況が予想される。
- ・交付金削減は、構成市町村の財政に重大な影響を及ぼすとともに、予算の確保ができないことによる事業の遅れは、市民の安全安心の確保ができないことばかりか、地元との新たな調整も発生しかねない。

【飯田市・南信州広域連合】

- ・飯田市及び南信州広域連合（根羽村を除く 13 市町村）では、平成 29 年 12 月に稼働する予定で新焼却場の建設整備を進めており、財源は循環型社会形成推進交付金及び構成市町村からの負担金で行われ、平成 27 年度以降、建設工事の本格化に伴い交付金額も増大する。
- ・当市は新焼却場建設費の負担金のうち約 6 割を負担する予定であり、平成 27 年度以降、確実な交付が見込まれない場合は、財政運営に重大な影響を及ぼすことになる。また、構成町村においても、交付金が見込まれない場合は、当該事業の推進はもとより、他の行政事業にも影響を及ぼすことになる。住民サービスの低下を招かないためにも、実施年度において実施計画に見合った所要額が確実に交付されることが必要となる。

現況及び課題等	既に新焼却場の建設・運営事業に契約着手しているため、事業に支障が出ないように確実な交付を要望するとともに、周辺環境整備費への交付対象拡大も併せて要望する。
関係法令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 循環型社会形成推進交付金要綱

出席者名簿

(敬称略)

来賓

松本市議会 議長 犬飼信雄

長野県企画振興部市町村課 課長 堀内昭英

市名	役職	氏名
長野市	副市長	黒田和彦
	企画政策部長	市川専一郎
	秘書課主査	飛澤典弘
上田市	副市長	井上晴樹
	総務部長	宮川直
岡谷市	副市長	中田富雄
	総務部長	小口道生
飯田市	副市長	佐藤健
	総務部長	菅沼文秀
諏訪市	副市長	平林隆夫
	総務部長	関基
須坂市	副市長	中澤正直
	総務部長	古平幸正
小諸市	総務部長	清水茂夫
	総務課長	土屋裕一
伊那市	副市長	林俊宏
	総務部長	原武志
駒ヶ根市	副市長	堀内秀
	総務部長	原好尚
中野市	副市長	横田清一
	総務部長	大堀和男
大町市	副市長	吉澤義雄
	総務部長	勝野稔
飯山市	副市長	月岡寿男
	総務部長	稻生孝
	秘書広報係長	宮澤俊昭
茅野市	副市長	立石良忠
	企画総務部長	樋口尚宏

市名	役職	氏名
塩尻市	副市長	米窪 健一郎
	企画政策部長	田中 速人
佐久市	副市長	小池 茂見
	総務部長	花里 英一
千曲市	副市長	山本 高明
	総務部長	小林 好武
東御市	副市長	田丸 基廣
	総務部長	掛川 卓男
安曇野市	副市長	村上 広志
	政策部長	小林 弘
長野県市長会	事務局長	市川 武二
	事務局次長	牧 章一
長野県 企画振興部 市町村課	課長	堀内 昭英
	課長補佐	近藤 浩
	担当係長	松山 順一
	主任	南澤 充
松本市	市長	菅谷 昭
	副市長	坪田 明男
	政策部長	矢久保 学
	政策課長	横内 俊哉
	政策課課長補佐	前澤 典子
	政策課課長補佐	近藤 潔
	政策課係長	宮尾 穣
	政策課主査	山本 修平
	政策課主任	山崎 浩幸